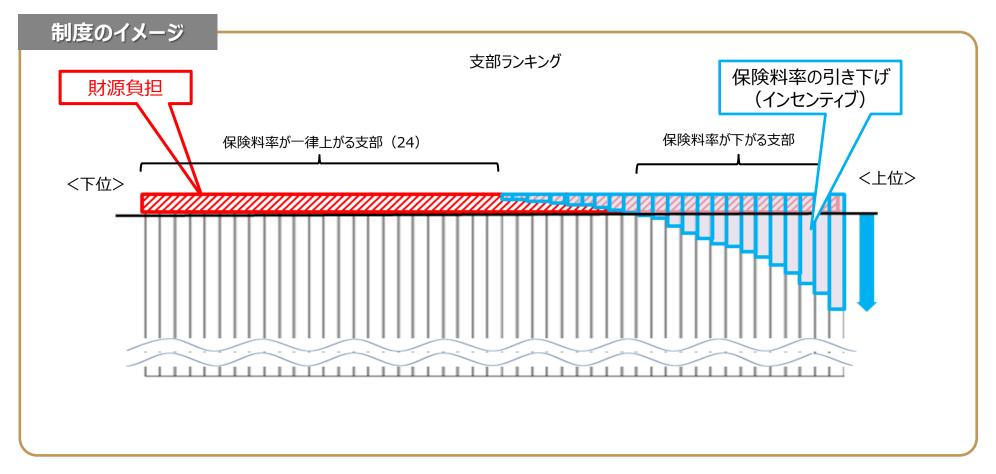
協会けんぽのインセンティブ制度について

制度概要

支部ごとに加入者及び事業主の行動等を評価した結果を、2年後の後期高齢者支援金に係る保険料率に反映させる



協会けんぽのインセンティブ制度について

評価指標(合計で5つ)

1 特定健診等の受診率

① 特定健診等の受診率【60%】 + ② 特定健診等の受診率の対前年度上昇幅【20%】 + ③ 特定健診等の受診件数の対前年度 上昇率【20%】

2 特定保健指導の実施率

① 特定保健指導の実施率【60%】 + ② 特定保健指導の実施率の対前年度上昇幅【20%】 + ③ 特定保健指導の実施件数の対前年度上昇率【20%】

3 特定保健指導対象者の減少率

4 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率

① 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率【50%】 + ② 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関 受診率の対前年度上昇幅【50%】

5 ジェネリック医薬品の使用割合

① ジェネリック医薬品の使用割合【50%】 + ② ジェネリック医薬品の使用割合の対前年度上昇幅【50%】

インセンティブ制度の実施時期

平成30年度から実施。平成30年度の実績結果(特定健診等の受診率等)は、平成32年度の都道府県単位保険料率に反映される

協会けんぽのインセンティブ制度について

従来の激変緩和措置とインセンティブ制度の関係 【イメージ図】 医療費等をもとに計算する1号保険料率に反映させる激変緩和措置(平成21年度~平成31年度) 後期高齢者支援金等に係る2号保険料率に反映させるインセンティブ制度(32年度~) 下位24支部になった場合、一律引き上げられる 0.004% 0.007% 0.01% 香川支部の医療費等が現状 のまま維持されることを前提 としたケース インセンティブ制度 激変緩和措置 上位23支部になった場合、 獲得したインセンティブの 約0.046% 大きさにより、引き下げら (香川支部) れる 29年度 30年度 31年度 32年度 33年度 34年度 (香川支部)

平成29年度第4回 香川支部評議会 資料4

インセンティブ制度について

平成30年3月16日

